

令和6年9月13日提出

# 令和6年9月定例県議会報告事項

鳥 取 県

## 目 次

報告第 1 号	令和 5 年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書について……………	1
報告第 2 号	令和 5 年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費精算報告書について……	3
報告第 3 号	議会の委任による専決処分の報告について……………	5
	(1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一 部を改正する条例……………	6
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	8
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	10
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	12
	(5) 子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例……………	14
	(6) 鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例……………	16
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	18
	(8) 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………	20
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	22
	(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	24
	(11) 工事請負契約（県道若桜下三河線（岩屋堂工区）トンネル工事 （不動院岩屋堂トンネル）（交付金改良））の変更について……………	26
報告第 4 号	鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について……………	27
報告第 5 号	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について……	28
報告第 6 号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評 価について……………	29
報告第 7 号	法人の経営状況について……………	30
報告第 8 号	鳥取県出資法人等における給与等の状況について……………	32

報告第 9 号	長期継続契約の締結状況について.....	34
---------	----------------------	----

## 報告第 1 号

### 令和 5 年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書に ついて

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、  
令和 5 年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書を次のとおり本議会に報告する。

令和 6 年 9 月 13 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 令和5年度鳥取県電気事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較								
				年割額 円	左の財源内訳			支払義務 発生額 円	企業債 円	左の財源内訳		と 業務 の差 円	企業債 円	左の財源内訳		と 業務 の差 円				
					企業債 円	国庫補助金 円	その他 円			企業債 円	国庫補助金 円			その他 円	企業債 円		国庫補助金 円	その他 円		
1	電気事業費	加地発電所制御装置更新	3																	
			4																	
			5	8,041,000		8,041,000	7,130,967			7,130,967	910,033								910,033	
			計	8,041,000		8,041,000	7,130,967			7,130,967	910,033									910,033
			3																	
1	資本的支出	加地発電所制御装置更新	3																	
			4	106,667,000		106,667,000													106,667,000	
			5	26,667,000	26,667,000		129,269,033	23,700,000		105,569,033	△102,602,033	2,967,000							△105,569,033	
			計	133,334,000	26,667,000	106,667,000	129,269,033	23,700,000		105,569,033	4,064,967	2,967,000							1,097,967	
			3																	

## 報告第 2 号

### 令和 5 年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、令和 5 年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり本議会に報告する。

令和 6 年 9 月 13 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治



## 報告第3号

### 議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和6年9月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## (1) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
事務	事務
市町村等	市町村等
略	略

<p>19の6 不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1)・(2) 略  (3) 第29条第1項の規定による報告等の命令及び立入検査等</p>	<p>19の6 不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1)・(2) 略  (3) 第25条第1項の規定による報告等の命令及び立入検査等</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取市</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

## (2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

広島市 企業

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金405,900円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和6年2月2日

#### (2) 事故発生場所

鳥取市安長地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部刑事部捜査第二課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で駐車枠に駐車しようとして後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方の電柱に衝突し、和解の相手方が設置する装置を破損させたものである。

### (3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

#### 1 和解の相手方

鳥取市 個人

#### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金19,360円を支払うものとする  
と。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故発生年月日

令和6年5月14日

##### (2) 事故発生場所

鳥取市竹生地内

##### (3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故処理車）を運転中、駐車するため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が所有する建物の雨樋等に衝突し、同雨樋等を破損させたものである。

## (4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

鳥取市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金58,300円を支払うものとする  
と。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和6年5月27日

#### (2) 事故発生場所

鳥取市商栄町地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故処理車）を運転中、前方の安全確認が不十分であったため、路上に落下していた廃油受けを跳ね上げ、対向車線を走行していた和解の相手方所有の普通乗用自動車が汚損したものである。

## (5) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、子育て王国とっとり条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例

子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
	(子育て王国とっとり会議) 第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を	(子育て王国とっとり会議) 第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を			(子育て王国とっとり会議) 第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を

<p>設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条第1項に規定する計画について知事に意見を述べること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>こどもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第1項に規定する計画について知事に意見を述べること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、こどもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第68号）の施行の日から施行する。</p>	

## (6) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(対策計画の策定等) 第5条 略	(対策計画の策定等) 第5条 略

2・3 略

4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあつては、法第21条第9項及び第11項から第15項までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。

5 略

2・3 略

4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあつては、法第21条第8項及び第10項から第14項までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。

5 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## (7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

鳥取市 企業

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金246,400円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和6年5月21日

#### (2) 事故発生場所

岩美郡岩美町大字大谷地内

(3) 事故の状況

鳥取県生活環境部自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で駐車枠に駐車しようとして後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

## (8) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3（第13条関係）	別表第3（第13条関係）
事務	事務
金額	金額
略	略

<p>1の2 法第6条の3第1項又は第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>	<p>1の2 法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>
--	--

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）第7条の規定の施行の日から施行する。

## (9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 西伯郡伯耆町 個人

乙 東京都港区 企業

### 2 和解の要旨

交通事故により生じた損害について

- (1) 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金306,000円を甲に支払うものとする。
- (2) 県と乙が契約している賃貸借契約において、県は、当該事故により生じる中途解約金777,117円を乙に支払うものとする。

### 3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和6年6月12日

(2) 事故発生場所

西伯郡伯耆町畑池地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部家畜保健衛生所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、道路上に駐車していた和解の相手方甲所有の小型貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

## (10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

石川県羽咋郡志賀町 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金147,090円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和6年3月29日

#### (2) 事故発生場所

石川県羽咋郡志賀町末吉千古地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で駐車枠に駐車しようとして前進した際、左前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

## (11) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

工事請負契約（県道若桜下三河線（岩屋堂工区）トンネル工事（不動産岩屋堂トンネル）（交付金改良））の変更について

県道若桜下三河線（岩屋堂工区）トンネル工事（不動産岩屋堂トンネル）（交付金改良）に係る工事請負契約（令和5年10月13日議決）を次のとおり変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
6	工事完成期限	<u>令和7年2月28日</u>	6	工事完成期限	<u>令和6年11月8日</u>